

平成 20 年度町田市教育委員会

第 12 回定例会会議録

- 1、開催日 平成 21 年（2009 年）3 月 13 日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- |       |         |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 富 川 快 雄 |
| 委 員   | 岡 田 英 子 |
| 委 員   | 井 関 孝 善 |
| 委 員   | 高 橋 圭 子 |
| 教 育 長 | 山 田 雄 三 |
- 4、署名委員
- |     |  |
|-----|--|
| 委員長 |  |
| 委 員 |  |
- 5、出席事務局職員
- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 学校教育部長            | 安 藤 源 照 |
| 生涯学習部長            | 梅 橋 敏 博 |
| 学校教育部参事（兼）        | 田 村 俊 二 |
| 教育総務課長            |         |
| 学校教育部参事           | 小瀬村 利 男 |
| 教育総務課副参事          | 澤 井 陽 介 |
| 施設課長              | 金 子 敬   |
| 施設課学校施設管理センター担当課長 | 藤 川 満 正 |
| 施設課副参事            | 小 泉 由 廣 |
| 施設課主幹             | 梅 村 文 雄 |
| 学務課長              | 松 村 信 一 |
| 学務課主幹             | 田 辺 久 人 |
| 指導課長              | 小 泉 与 吉 |
| 指導課教育センター担当課長     | 前 田 増 穂 |
| 指導課副参事            | 飯 島 博 昭 |
| 指導課主幹             | 谷 博 夫   |
| 統括指導主事            | 山 口 茂   |

指導主事	鈴木 淳
生涯学習課長	天野 三男
生涯学習課文化財担当課長	丸山 英一
図書館長	守谷 信二
図書館市民文学館担当課長 (町田市民文学館長)	新田 善壽
図書館主幹	近藤 裕一
公民館長	手嶋 孝典
スポーツ振興課長	笠原 道弘
スポーツ振興課主査	河原 政明
書 記	堀場 典子
	羽生 謙五
	福元 貞栄
速記士	荒木 のぞみ

(マキ朝日データサービス)

## 6、提出議案及び結果

議案第 69 号	町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について	可	決
議案第 70 号	町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について	可	決
議案第 71 号	町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について	可	決
議案第 72 号	町田市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について	可	決
議案第 73 号	教育委員会表彰について	可	決
議案第 74 号	平成 20 年度教職員への感謝状の贈呈について	可	決
議案第 75 号	町田市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について	可	決
議案第 76 号	学校医等の委嘱について	可	決

議案第 77 号	都費負担教職員の休業・休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求め ることについて	承	認
議案第 78 号	町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則について	可	決
議案第 79 号	町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例施行規則の一部を改正する 規則について	可	決

7、傍聴者数                    2名

## 8、議事の概要

午後 1 時 30 分 開会

○**委員長** 定刻になりましたので、ただいまより町田市教育委員会第 12 回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は高橋圭子委員です。

本日は、この定例教育委員会のあとに、3 時 30 分から児童・生徒の表彰式が予定されております。小学生も呼んでいる関係で、また時間までに帰宅をさせなければなりませんので、3 時 30 分の開始は厳守ということなので、それまでにこの定例教育委員会も終了したいと思います。そんな関係で、議案、報告事項、大変多うございますけれども、できるだけ簡潔に報告をしていただいたり、審議をしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

審議事項の議案第 77 号につきましては、人事案件でございますので、非公開扱いということで、報告事項 17 点ございますけれども、その終了後、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、以下、日程に従って進めてまいります。

日程第 1、月間活動報告に入ります。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** それでは、2 月 6 日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

8 日ですが、創作童話作品発表会がひなた村でございまして、出席をいたしました。例年のとおり市長賞等々の授与がございまして、そのあと劇が上演されました。

10 日ですが、包括外部監査の報告ということで、公認会計士の野辺地先生から報告がございました。今年度は補助金等の関係でございます。

同じ日ですが、市民文学館来館者 10 万人目の記念式典ということで、10 万人目の方が玉川学園にお住まいの 72 歳の方で、当日は文学館には初めて来られたということでしたので、これを契機にぜひ文学館に足を運んでくださいというお話をさせていただきました。ちなみに、文学館は年間目標 10 万人という、目標は大きいほうがいいだろうということで掲げましたが、なかなかそこまで行っておりませんので、これからいろいろ努力をしなければいけないなと思っています。

13 日、鶴川第三小学校の研究発表会がございました。これは 4 年目ということでございます。

同じ日ですが、中学校特別支援学級スポーツ交流会が総合体育館でありまして、特別支援学級がある中学校 10 校の生徒が集まりまして、大玉転がしですとか、リレーですとか、そういうことで交流をいたしました。

14 日、町田市小学校科学教育センターの閉講式が旧忠生第五小でございました。

17 日、職場体験推進協議会がありまして、これは受け入れていただく事業所の諸団体の方にお集まりをいただいて、今年度の報告をするとともに、来年度についてもご協力をお願いするものです。当日は市長にも出席をしていただきまして、それぞれの団体の方に、これからの協力もよろしくお願ひしたいというふうなことで依頼をしていただきました。

同じ日ですが、初任者研修、今年度の閉講式が教育センターでございまして、出席をいたしました。

19 日ですが、東京都市教育長会の例会がございまして、議題としては 4 月に総会がございましたので、総会絡みの議案について事前打ち合わせというようなことで行いました。

20 日ですが、学校支援ボランティアへの感謝状贈呈式が市民フォーラムで行われました。感謝状贈呈とあわせて、講師による講演も行いました。

22 日、ひかり学級成果発表会とありますが、公民館の障がい者青年学級で、この日、次の土曜、日曜というようなことで、公民館学級あるいは土曜日学級ということで、3 つの学級の 1 年間の成果発表会ということで、日はそれぞれ違いますが、各教育委員さんにもご参加をいただいているところです。

23 日、地上デジタルテレビ放送の教育活用の促進についての意見交換会とありますが、これは文部科学省の参事官が来られまして、政令市ですとか、比較的大きな教育委員会に

来ておられるようですが、デジタルテレビの活用方法についてのご説明があって、ぜひ活かしてほしいということと、その予算についてもなるべく早く計上してほしいとか、そういうふうなお話がありました。

同じ日ですが、鶴川第二中学校の生徒が、3年生の男子ですが、東京都の選抜で出まして全国優勝して、あわせて将来の全日本クラスの候補ということで、この3月20日過ぎから合宿に入るわけですが、それが来られるということで、市長を表敬訪問して、市長から激励をしていただきました。本日、児童・生徒の表彰式にも入っている生徒でございます。

25日、成瀬台中学校で新学校図書館内覧会ということで、成瀬台中学校、国の指定を受けまして、図書館については非常に熱心にやっている学校ですが、美術室を新しく図書館に変えたというふうなことで、その内覧会がありました。

26日、町田市学校保健大会がありまして、学校医等、長年ご努力いただいた方の表彰とあわせて講演会がありました。

27日、これは本会議ですが、27日以降、3月議会が始まっておりまして、昨日で質疑が終わったところですが、議会の関係につきましては、一般質問、質疑とも資料をお渡しをしてありますので、省略をさせていただきます。

3月4日ですが、小・中一貫校の在り方検討委員会の報告が委員長からございました。これも今日の報告事項に入っておりますので、内容は省略させていただきます。

同じく、その下の町田市通学区検討委員会、これも小山地区の中学校の関係ですが、検討委員会の報告がまとまりまして、委員長から報告をいただきました。これも今日の報告事項に入っておりますので、内容のほうはそちらでということになります。

7日、都立忠生高校の閉校式がありまして、指導課長と一緒に出席をいたしました。忠生高校、開校38年で、今年、36回生が卒業して閉校ということで、来年度から都立の町田高校の家政科とあわせて、総合高校として生まれ変わるということでございます。

以上でございます。

○委員長 両部長から何かございますか。よろしいですか。

では、各委員からお願いします。

○井関委員 科学教育センターの閉講式について報告するというのが前にあったんですが、今日時間がないので、4月に開講式がありますので、その次にでも回させていただきます。「まちだ文学さんぽ」に参加したことを報告いたします。

これは1月の定例で新田館長から報告があって、さらに2月に高橋委員、岡田委員から

展示について報告があったんですけれども、市民文学館の募集した市民研究員による成果発表の展示が中心で、展示解説、講演会、講座、実際の文学散歩と、多岐にわたる行事がありました。これは何回も同じのがあったものですから、幸い時間も取れたので、どの項目も参加して様子を見ることができました。特に今回の展示中、2月10日に、教育長から報告があった来館者10万人突破の記念品贈呈があって、新聞にも取り上げられていたけれど、早速その記事がきれいなパネルになって、階段脇の壁に展示されておりました。2階以上の部屋に行く人には必ず目に入る位置でした。

あとで述べますけれど、2月17日のギャラリートークのときに、和光高校とか町田第二中の生徒さんが授業の一環でたくさん一度に来ていました。このときが10万人目だったら、だれになるのかで大変だったろうと思うんですけれど。

また、前市長で名誉館長である寺田さんの講座、「わがふるさと町田の文学者たち」というのが2回行われました。寺田前市長は昭和46年頃に秘書課長として「広報まちだ」で町田文学散歩について連載されています。

市民研究者によるのが特徴ということで、そこにフォーカスを置いて報告しますが、市民文学館の名前「ことばらんど」というのは、先ほどの二中の生徒が提案したそうなので、名前からいわば若い市民研究者によってつけられたということになります。展示したものは、文学者はだれを選ぶかということを議論したんでしょうけれど、今回は亡くなった方だけが対象になっていまして、各人が資料を調べて関係者に話を聞きに行き、どの資料を展示するか、さらに解説パネルでは、まずその文学者の肩書を何とするか、歌人か評論家か、あるいはという、そういうのに苦労したあとが見られました。

この「まちだ文学さんぽ」のときは約10人の市民研究者がいますので、人海戦術とまでは言えないですけど、1人、2人の専門家がやるのとは違って、幅広い範囲の文学者を対象にできて、また時間的余裕がありそうなので、深く調べることも期待できると思いました。2月16日のギャラリートーク、すなわち展示解説ですけど、このときこそと、研究員は熱の入った解説をされて、1時間の予定が2時間半におよびまして、僕は立っているのがつらかったぐらいですけど、解説した方々というのは郷土史にも深いようでした。

今回の調査というのは文学に重きを置いてほしいという、そういう要望があったんですが、展示は作成した文学マップに従って地域ごとに分けてありました。どこにも、初めてで大変おもしろい資料が展示されています。

時間がありませんので、具体的な例は省略しますが、今回の展示のタイトルにある「文

学散歩」というのは、町田の詩人、評論家である、野田宇太郎という人が初めてつくったものだそうですが、今回の市民研究員は「文学散歩」の調査をするに当たって、寺田前市長の本をまず読んで、それから研究結果からマップをつくって、その鶴川篇は3月8日の講演をされたエッセイストの日本路地・横丁学会会長の坂崎重盛さんが、実地見学に大変役立った、また行ってみたいというふうに感心されていました。

今回は短くですが、以上です。

○岡田委員 ちょっとお話をさせていただきます。

鶴川第三小学校の研究発表会に行きました。こちらでは分科会のような形でやったわけですけれども、その中で特別支援学級を立ち上げたときのお話ですとか、こちらでは具体的にはコミュニケーションの教室と聞こえの教室ですけれども、そのときのお話が大変印象的でした。先生方が自分たちで一から勉強し直すというような形で、ほかの学校の様子を見にいたり、また自分たちなりの工夫をこらしたりして、本当にいいものを立ち上げてくださっていました。

それで思ったんですけれども、外から見ているとベテランの先生方に本当にお世話になっていて、特別支援学級というのは全く問題なくうまくいっているのかなと思っていたんですが、実際に担当されている先生の中には、初めてそうした特別支援の必要な子どもたちと向き合うというようなところで、悩みを抱えていたりするというようなこともわかりまして、そうした先生方へのサポートというようなことをもっと丁寧にできたらいいかなと思いました。

今は大学生で教員大学に入っている人たちは、例えば発達心理学ですとか、臨床心理学という講座もきちんと取るようになっていっているので、それほど自信なく、初めてそういった子どもたちと向き合うという経験はしなくて済むと思うんですけれども、まだそうした学生たちは卒業はしていないと思うので。今の先生方というのは、場合によっては特別支援学級のそうした教育に対する理解が余りないままに、そうした現場に立たされているケースもあるかと思います。その場合の支援サポートの状態を、今もあると思うんですけれども、さらにきめ細かにしてあげていただけたら、本当に自信を持って子どもたちに初めから接していけていいのではないかなというふうに、思いを強くして帰ってまいりました。よろしく願いいたします。

○高橋委員 私は町田障がい者青年学級成果発表会の土曜学級の発表を見せていただきました。会場は入るなり熱気があふれていて、発表の前には皆さんで歌を一緒に歌って、明



るく楽しい雰囲気が始まりました。司会の方も青年学級の方がされて、演奏も青年学級の方が入ってされていました。それを見て、できるところは自分たちでという形になさっているんだなということに感心しました。発表はグループに分かれて、それぞれ発表されていましたけれども、その中にスタッフの方が必ず入って、スタッフの人が陰ながらリードして、そして青年学級の方が発表する。でも、それが本当に青年学級の方が中心になって発表しているんだというふうに組み立てられていて、スタッフの方々が本当に献身的にそうやってくださっている様子がうかがえました。発表したあとは、会場内にいる保護者の方や、ほかのグループのスタッフの方が、発表を終えた青年学級の方に「今日の発表はよかったよ」とか、「よくできたね」と言うと、本当に笑顔で喜んでいらっしゃいました。

この世に生を受けた同じ仲間ですから、この方々がよりよい生活を送れたり、こういう学習の機会があるといいなと思いますけれど、いろいろな面で本当に大変かなと思います。多分、こういうボランティアをしてくださるスタッフの方々を集めるのは、本当に大変なことだと思いますので、どのようにかしてこういうスタッフの方々が集まる工夫を、私たちも考えていきたいなと思いました。このような形でスタッフの方々がかかわってくださっていることに心から感謝しました。

スタッフの中の1人に、鶴川第一小学校で今事務をなさっている方がいらして、定年後にここで僕は今ボランティアをしているんですと。以前、公民館関係で働いていらっしゃったみたいですが、そういうことをおっしゃっていました。定年まで公民館で働いたあとで自分がまたボランティアに入られるということもすばらしいなと思って見てきました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

私のほうから2点。

1つは3月19日に、先ほど教育長の説明にもありましたけれども、本町田中学校の研究発表会に行っていました。切り口は特別支援学級ですが、テーマそのものがわかる授業、あるいはおもしろい授業というんでしょうか、そういうテーマで、中学校がとかく教科研究が比較的少ない中で、授業の質を向上させるために、すべての学年、学級がこのテーマに沿って授業実践をしているということで、中学校の校内研究の1つの姿を見た思いがいたしました。今後、この知見をいろいろな中学校にもぜひ広げて実践していただければ、さらに中学校の授業力向上に資するのではないかなと、こんなような感想を持

ちました。

もう1点は、今の時期にさまざまな学校から「学校だより」の特集号、あるいは臨時号ということで、1年間の教育活動を振り返った評価についての特集とか臨時の号をいただいております。特にこれが外部評価というんでしょうか。けれども、保護者の評価をほとんどの学校が取り入れている。そして教育活動のいろいろな場面についての評価をいただいているんですが、これもすべての学校が大体5段階評価、そしてその5段階評価の中のいいほうの5と4が、教育活動のいろいろな場面で、70%、80%、90%と、つまりその5と4を足した数がかなり100に近いと。いわゆる満足度といいましょうか、充実度が高い評価をいただいているのが非常に印象的でした。

従来、教員だけで長いことやっていたこの評価を、保護者の目から、あるいは地域の目から見てこういう評価をいただいたということは、率直に言って大変ありがたいことですし、それぞれの学校が地道に努力をした教育活動の成果が、保護者や地域の皆さんにも認められている1つのあかしではないかということで、大変心強く思っております。

と同時に、やはり課題は課題としてあるわけで、今後その課題の解決のために、各学校がさらにまた努力をしていただきたいなということと、この評価そのものも、さらに評価の仕方その他工夫して、よりよい学校教育の評価にまた仕上げていっていただきたいなと思います。

以上2点、感想を述べました。

各委員さんいろいろな場面と行事に参加していただいて、もっとたくさん感想やら、お考えを述べていただきましたかったですけれども、今日は先ほど申し上げたような事情がありますので、そのくらいで我慢をしていただいて、4月にたっぷりやっていただきたいと思いますので、月間活動報告は以上で終了したいと思います。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第69号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第69号は「町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。

学校教育部の組織を見直し、新たに保健給食課を発足させるため、並びに教育総務課及び学校施設管理センターの事務分掌を改めるため、改正をするものでございます。

詳しい中身については田村参事のほうからお願いします。

○**学校教育部参事** 改正理由については、今お話しのとおりでございますけれども、改正内容につきましては、学務課を分課しまして保健給食課を新たに加えるということがございますので、これは2条、別表の第1の関係のところでございます。

2点目としまして、教育総務課の事務分掌に学校に勤務する職員の労働安全衛生に関することを加えるものでございます。それと3点目としましては、学校施設管理センターの事務分掌を改めるという中身でございます。

その他、文言の整理を行わせていただきまして、この4月1日から施行をさせていただきますということでございます。

以上でございます。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

○**井関委員** 確認があるんですけども、最初、パッと見たときに、これは児童・生徒だけかなと思ったんですが、今、労働安全衛生法に関することも含むというんですか、そういうようなことを言われたかと思うんですけども、教職員に関係することもやるということですか。

○**学校教育部参事** この労働安全衛生のところにつきましては、もう既に労働安全衛生法が改正をされておりまして、学校のところでは、50人以上のところについては事業所に安全衛生委員会を設置しなければならないというふうに法改正が既にされているところであります。しかしながら、まだ町田のところではその辺の整備が十分されておりませんので、4月1日以降、組織改正をあわせまして、そこの部分についても改めて検討し、新たなシステムを構築していきたいということで考えているところでございます。

○**井関委員** じゃ、この組織等に関する規則の改正だけでは余り完成していないわけですね。まだちゃんとは。

○**学校教育部参事** そういうことです。新たに教育総務課の中に保健師、医療職の方ですね、それから事務職員の配置をし、その中でどういったシステムがいいのかということ、これから構築をしながらやっていくということでございます。

○**委員長** ほかにございますか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第69号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 70 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 70 号は「町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」でございます。

2009 年 4 月の組織改正により、学務課を新たに学務課と保健給食課に分課するため、並びに町田市事務決裁規程の改正に合わせ、人事に関する事項に係る専決区分を見直すため、改正をするものでございます。

詳細につきましては総務課担当から。

○**学校教育部参事** 改正内容につきましては、個別決裁事項のところでございますけれども、これは別表の第 3 の関係になりますが、保健給食課を加えるということでありまして、それとあわせて学務課の所要の部分を改正するというところでございます。

それと町田市の事務決裁規程が大きく決裁区分が変わりましたので、その部分について、別表第 2 の関係でございますけれども、決裁権者のところを、そちらのほうの事務決裁規程に合わせまして改正をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○**委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。よろしいですか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 70 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 71 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○**教育長** 議案第 71 号は「町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について」でございます。

起案文書の適正化を図ることを目的として、起案文書の審査について規定するため、改正をするものでございます。

内容につきましては、参事のほうから。

○**学校教育部参事** こちらの内容につきましては、今説明を教育長のほうからしていただ

いた内容でございますけれども、文書審査につきまして、今まで起案文書については、特に審査ということがございませんでしたけれども、その部分について改めて文書主任等を指名しながら、適正な文書の管理を、表記等も含めた適正管理を図っていくというようなことを含めた改正でございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたら、どうぞ。

○井関委員 文書をつくる過程とか、終わったあとに、コンピュータを使うことがあると思いますが、そのセキュリティについては別のルールで制限されていると考えていいですか。

○学校教育部参事 今のご質問ですけれども、別というふうに考えていただいてもいいかと思っています。これはあくまでも文書を決裁権者、甲（市長）決裁、あるいは乙（教育長）の決裁を得るときに、その中身の整合性をきちんと図っていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 71 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 72 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 72 号は「町田市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。

労働安全衛生法の規定に基づき、平成 21 年 4 月 1 日から教育委員会に安全衛生組織を設置し、新たに保健師の職にある職員を置くため、及び教育委員会に置かれている職員の職務名を現状に合致させるため、改正をするものでございます。

内容につきましては、同じく参事から。

○学校教育部参事 改正の内容でございますけれども、改正の趣旨について、今の教育長のご説明のとおりでございますけれども、ここで新たに医療職を設けるということがございますので、医療技術系の職務名を「保健師」を加えるということでございます。そのほか、今の実態に合わせて職務名等については整理をさせていただいたものだというので

ございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。よろしいですか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 72 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 73 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 73 号は「教育委員会表彰について」でございます。

本年 3 月をもって退職される校長の中から、特に町田市公立小学校長会または中学校長会の会長を務め、本市学校教育の向上に寄与された別紙の者に対し、町田市教育委員会表彰規程第 2 条第 6 号の規定に基づき、表彰をするものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、それぞれ小学校 2 人、中学校 2 人の先生がここで退職をされますが、それぞれの年度、小学校長会、あるいは中学校の校長会の会長を務められた先生でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。よろしいですか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 73 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 74 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 74 号は「平成 20 年度教職員への感謝状の贈呈について」でございます。

町田市の学校教育の向上と発展に多大な貢献をされ、今年度をもって退職となる教職員に対し、町田市教育委員会感謝状(贈呈)事務取扱基準に基づき、感謝状を贈呈するもので、同意を求めるものでございます。

次のページの贈呈者が退職をいたしました、70 人でございます。これにつきましては、4 月 27 日に感謝状贈呈式を予定をしております。

以上でございます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。よろしいですか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 74 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 75 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 75 号は「町田市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」でございます。

月額で徴収している給食費について、基準日数を超えた場合に別に徴収できる規定を加え、また、給食費の減額をする期間を改正をするものでございます。

内容につきましては、学務課長のほうから説明をさせていただきます。

○学務課長 給食費というのは、そもそも基準日数を 185 日と想定して、月額で徴収しております。その基準日数である 185 日を超えた場合、その超えた日数に日額を乗じて徴収できるように改正された点が 1 点です。

もう 1 点が返還でありまして、何らかの理由で学校に長期来ない理由が出た場合、申請があった……。10 月につくったときは「翌日」でしたが、今回は「3 日後」という言葉が「翌々日」と、今の実態に合わせる改正をいたしました。

以上です。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○岡田委員 給食が 185 日を超えるということは、今学校で例えば夏休みに給食を提供したとか、そういったことが実態として起きてきたからという理由で、そういうことが行われるようになったのかということが 1 つお伺いしたいことと、それから翌々日とか 3 日目とかいうのは、学校がお休みの土・日の場合はどうするのかというのを、はっきり書いておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○学務課長 185 日を超えるということは、今まででもございました。ただ、これからはより増えるのではないかと。指導要領の改正で授業実数が増える関係がありますので、将来を

見越して改正したものであります。

もう1点、土・日が入るとはっきりしないというのは、申請があった場合、土・日もカウントします。そう読み取れるのではないかなと思っておりますが、もし疑義がありましたら、変更しますけれど。

○岡田委員 このままですと、普通はそのように土・日もカウントするなというふうに、何も書いていないと思いますけれども、念のために書いておいたほうがトラブルは少ないかなとも思います。いかがでしょうか。

○学務課長 はい。わかりました。法規とよく相談してみます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第75号は「今後、必要があれば検討を加える」ということを付記して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第76号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第76号は「学校医等の委嘱について」でございます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が2009年3月31日をもって満了となるため、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用等に関する規則に基づき、2009年度の委嘱を行うものでございます。

詳細につきましては学務課長のほうから説明をさせていただきます。

○学務課長 今回の中で、1ページめくっていただいて、下側の段の本町田小の内科医が今現在決まっております。医師会から通知があり次第、専決処分させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○井関委員 前にご説明がどこかであったかなと思うんですけれども、今の内科医は医師会からということですが、整形外科医があるところとないところというのは、特別支援のほうの関係と考えるとよろしいのでしょうか。

○学務課長 そのとおりです。

○委員長 ほかにございますか。——以上で質疑を終了します。



お諮りします。議案第 76 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 78 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 78 号は「町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

2009 年 4 月の組織改正に伴い、改正をするものでございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 78 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第 79 号を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 79 号は「町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

2009 年 4 月の組織改正に伴い、改正をするものでございます。

これは次のページをごらんいただきたいんですが、第 6 条中「教育委員会学校教育部学務課」を「教育委員会学校教育部保健給食課」に改めるという内容のものでございます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 79 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

日程第 3、協議事項に入ります。

協議事項は 3 本ございます。順番に進めてまいりたいと思います。

協議事項 1 「町田市スポーツ振興計画（骨子）の中間報告について」を協議いたします。

休憩します。

午後2時10分 休憩

---

午後2時10分 再開

○委員長 再開いたします。

○教育長 このスポーツ振興計画ですが、所管課でありますスポーツ振興課長に出席をしていただきましたので、振興計画の骨子（案）ということで資料がついていますが、説明をしていただけたらと思いますので、いかがでしょうか。

○委員長 よろしいでしょうか。スポーツ振興課長がご出席いただいておりますので、説明していただくと。よろしいですね。

○スポーツ振興課長 それでは、スポーツ振興計画骨子（案）ということで、担当のほうからご説明させていただきます。

○スポーツ振興課主査 よろしく申し上げます。スポーツ振興課の河原のほうから説明をさせていただきます。

それでは、お手元の「町田市スポーツ振興計画 骨子（案）」という資料をごらんいただけますでしょうか。骨子ということですので、このものを少し読み上げるような形で確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1番ですが、都の動向といたしまして、東京都は2008年に「スポーツ振興基本計画『スポーツが都市を躍動させる』」を策定しているというところが1つあります。また、2点目といたしまして、2013年に東京都で国民体育大会・全国障がい者スポーツ大会の開催が予定されております。また、2016年のオリンピック・パラリンピックの招致も活発化しているというような状況が、東京都の動向としてあります。

それに対しまして町田市の背景と取り組みといたしまして、町田市にはこれまでスポーツ振興に関する計画がなく、社会経済の環境の変化やスポーツ団体等からの要望を踏まえて、施設整備への投資、制度面の整備を推進してきました。2007年度策定した中期経営計画の重点政策プランの中で、そういったスポーツ振興に関連するような部分は重点事業として位置づけられているということを踏まえて、スポーツ振興を計画的に推進していくというようなものがあります。

また、2点目といたしまして、町田市をホームタウンとするサッカーチームのFCゼルビア、フットサルのペスカドーラ町田というのがあります。また、トップアスリートとして、オリンピック代表選手のほか、世界レベルの選手も数多くいます。大学でも世界レベ

ルのクラブがあります。特にF C町田ゼルビアでは2009年度よりJ F Lに昇格し、今後Jリーグを目指して、市民はもちろんのこと、各種ボランティアや団体等のホームタウンチームを応援する機運は高まっているということが町田市の背景として、また取り組みとしてあるというふうに考えております。

また、社会的な背景といたしまして、人間関係の希薄化等による地域力の低下及び体力や運動能力の低下、精神的なストレスの増大による心身両面にわたる健康上の問題が顕在化しています。また、高齢化の進展に伴う医療費対策も大きな課題となっているところで、スポーツ振興を通じた地域力の向上や高齢者や障がい者など、何らかの支援を要する人の健康づくりも求められているという社会的な背景があるととらえています。

また、市民スポーツニーズの多様化が進展している中で、行政は厳しい財政状況にあり、これに十分対応できる状況にはありません。また、少子化による学校運動部の部活の停滞、経済情勢や社会構造の変化に伴う企業スポーツの休廃部などがみられ、従来とは違った形で地域に根ざした総合型スポーツクラブの推進が求められるようになってきている、というところでとらえております。

これらの背景を踏まえて、中長期的な町田市におけるスポーツ振興が担う役割を明確にし、基本的な考えに基づいた施策の展開を示すことを目的として、町田市スポーツ振興計画を策定いたします。

計画の位置づけといたしましては、国や都のスポーツ振興計画を踏まえて、町田市スポーツ振興審議会の「町田市スポーツ振興計画の策定について」の答申を尊重し、市の上位・関連計画におけるスポーツ分野の施策を包括的に体系化し、より具体的にするものです。

計画の目標期間ですが、2009年度を初年度として、2018年度を最終年度とする10年間とします。社会情勢の変化などを踏まえ、おおむね中間年で計画や目標の見直しをしていくところです。

それでは、この本計画におけるスポーツの範囲とは何ぞやというところですが、本計画の中ではスポーツの範囲というのを下の図のような形でとらえております。下の図のスポーツの範疇というところをごらんになっていただくと、円の外に雲のような形のものが描かれていると思うんですが、その円の中心、競技スポーツというのが体の負荷の大きいスポーツ、そしてそれを取り巻くものが市民スポーツ、そしてだんだんと軽体操、健康づくり、趣味、レクリエーション、ウォーキング、ハイキング、子どもの外遊びなどというもの、すべてそういった形のものも1つのスポーツの範囲というふうにとらえているとい

う形の図が上の図です。

そして「スポーツ活動とは」というところで、点の四角の中に、『『する』スポーツ』『みる』スポーツ』『スポーツを支える』というものが囲われていると思うんですが、それぞれ活動というのは単に見たり行ったりするものだけでなく、そういったスポーツを支えるというものも含んでスポーツ活動というふうに考えるというのが、このスポーツ振興計画の中の考えであり、それを図示するとそのような形になるというところを示させていただいております。

次に、3ページにいきます。3ページですが、スポーツ振興の基本理念というところがあります。スポーツ振興の基本理念、これを文字にいたしますと、「スポーツで人とまちが1つになる」というところを掲げさせていただいております。説明させていただきますと、以下の3点ほどがありまして、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツをしたり、見たり、親しむことのできる環境を創出します。2番といたしまして、スポーツを通して地域の誇りとつながりを育み、それぞれの暮らしの中で安全・安心を享受しながら、いつまでもスポーツを楽しみ、健康寿命の向上を目指します。これらのスポーツの力で町田市を元気にし、魅力的で活力ある都市を生み出します。

ちなみに、一番最初の部分が生涯学習的な視点、2番目が地域コミュニティ、もしくは健康推進的な、維持向上的な部分の視点、3番目が都市計画、都市政策的な視点を説明しているところです。それをすべて内包するものが、基本理念の「スポーツで人とまちが1つになる」というところを掲げているところです。

2番目といたしまして、スポーツ振興の全体像といたしまして、3点ほど挙げさせていただいているんですが、その字の部分はお読み取りいただきまして、4ページの部分、図を確認していただければと思います。

非常に抽象的な話ですので、図としてまとめさせていただいたんですが、スポーツをそれぞれ皆さんがふだん行われる場所、もしくは状態を、「ステージ」という片仮名語を使わせていただいております。実際に個別にスポーツを楽しむ、隣近所もしくは仲間同士でという部分を――4ページの図の、三角錐があり、3つ板がはさまっているような図があるんですが、一番下の板の部分が個別にスポーツをするステージというふうに図示しております。

その次に、またそれが発展し、地域の人と一緒にチームをつくり、またそのチーム対抗戦などをやるような部分にまで行ったものを、地域型スポーツのコミュニティステージと

いうふうに考え、それがまたさらに発展し、都市対抗のスポーツをするのですとか、全国レベルの大会を行うとかいったものを、都市（テーマ）型スポーツコミュニティのステージというふうに考え、それぞれのステージを置かせていただき、それをすべて内包して、それぞれ行きかしながら、都市型、地域型、個別型というものがうまく行き来できるような形で、視野に入れられるような形のを総合型スポーツクラブとして位置づけをし、この三角錐の中にあるというふうに考えるところです。その総合型スポーツクラブの部分に関しては、下に解説を書かせていただいていますので、お読み取りいただければと思います。

また、そういったスポーツ振興の全体像に対しまして、下の図にあるような、大学・高校、企業、NPO、医療・福祉関連団体、市民、行政、小・中学校、それぞれが協働して支援をしていただいて、多種多様なプログラム、スポーツ支援を提供していただき、1つのスポーツ振興の全体像として完成するというふうに考えているのが、この図ということでもあります。

次に、5ページです。5ページに関しましては、スポーツ振興を進める上で3つの戦略と施策の展開ということですが、それも先ほどお伝えしました、「する」「みる」「支える」というものを戦略とし、下の図のような形で考えております。この図の中で基本理念、「スポーツで人とまちが1つになる」という理念を大前提として目標として掲げ、その目指す姿を、当面この3つの丸の中、魅力的で活力あるまち、地域のつながりと健康寿命の向上、スポーツに親しめる環境づくりというものを目指す姿と考え、「する」視点、「みる」視点、「スポーツを支える」視点というところから重点施策を掲げて、1つ1つ施策を進めていく。その中でよりスポーツ振興を目指すために新たなものが出れば見直していくというような形の誘導的な戦略というふうに考えて、そのような形で図示させていただいております。

ちなみに、脇にある矢印は、その目指す姿、重点施策をグルグル回すことによって基本理念に近づいていくというような考えで、その図をつくらせていただいているところです。

非常に簡単で申しわけありませんが、こういったものをスポーツ振興計画骨子として、今現在掲げさせていただいているところです。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。スポーツ振興課の説明が終わりました。

これは表紙に書いてありますように、市長から教育委員会に対して、この骨子（案）に

ついて協議をして、意見を付してもらいたいという依頼が来ております。ですから、今の説明をもとに、全体をもう一回ごらんになっていただいて、まず質問その他ありましたら、お受けしたいと思います。次に、ご意見その他がありましたら、出していただき、協議の結果として市長に回答するという形をとりたいと思います。

では、まず今の説明をもとに、質問あるいはご意見、感想等がありましたら、どうぞ。

**○井関委員** 1つ質問ですけど、これは計画の位置づけというようなところでご説明があったかもしれませんが、実際のこれから進め方、市民の意見を入れるのか入れないのかとか、そんなのがおわかりになったら教えていただきたい。

**○スポーツ振興課長** これにつきましては、スポーツ振興審議会をつくって、今協議をさせていただいているところです。教育委員会のほうに今回協議をさせていただきましたが、時点時点で市議会のほうにも報告はさせていただいております。今後は9月頃に取りまとめをする予定ですが、6月から7月にかけてパブリックコメント等を行って取りまとめいきたいというふうに考えております。

**○委員長** ほかにございますか。

**○岡田委員** 細かい質問かもしれないですけど、「町田市の考えるスポーツ」で、「スポーツの範囲」という表の中で、市民スポーツと競技スポーツという分け方がしてあるんですけども、まだ煮詰めていないので、いろいろとこれからということなんでしょうが、競技スポーツの中にプロスポーツと、それからアマチュア、学生、あるいは中学校ですと大会とかありますよね。そういうものが含まれるという認識をお持ちなのでしょうか。

**○スポーツ振興課長** そのように考えております。ここのところはもう少し丁寧に、だれでもわかるような形で表現できるような形に変えていければというふうに思っております。

**○教育長** 今日急にで申しわけなかったんですが、せっかく説明していただいたので。

今、岡田委員からありましたけれども、学校体育のことはスポーツ振興計画と関係があるのでしょうか。部活動云々というのは触れているんですが。学校体育って、ありますよね。学校の授業としてやるものだとか、それから学校だけの、例えば中学校の連合リレー大会だとか、そういうのもこの振興計画には関係があるんですか。

**○スポーツ振興課長** 審議会の中では、特に授業までのところには踏み込んではいないんですが、当然、クラブ活動、そちらのことに关しては、中学校の先生も委員さんになっていただいておりますので、学校のクラブと地域をどういうふうに結びつけていくのか、総合型のスポーツクラブ等になるんでしょうけれども、そことの連携という話はかなり踏み

込んだところまで出ているという状況でございます。

○委員長 ほかにございますか。

○井関委員 答えとか、そういうのじゃ全然ないんですけど、感想で。骨子の2ページ目で「町田市の考えるスポーツ」というのがあるんですけども、上に書いてある、軽体操、健康づくり、趣味、市民レクリエーションというのは、何となく上の説明から見て市民スポーツの説明かなと思ったんですけど、それでよろしいですか。そうすると、何か下の競技スポーツという説明はない、何かこの雲が意味があるのかなというような、そんな感じがちょっとしました。どなたかが見て、何も知らない人が見てパッとわかるかと。

もう一つは、次の3ページ目ですけど、3ページ目に3つありますと。個別、地域、都市があると。だけど、下から4行目ですか、地域と都市を重点でやるというふうに書いてありますので、その裏のページのピラミッドを見てみると、個別スポーツというのは支えることで重要だということはわかるんですけども、ここに書いてあるのは、この2つ、上のほうの地域と都市の形成に重点を置いてと書いてあるので、市の予算としてはこの2つだけを面倒見ますよというふうにとれてしまうんですが、そうでいいんですか。

○スポーツ振興課長 まず1つ目の図のところですが、市民スポーツ、それから競技スポーツ、そのところについては先ほども申し上げましたように、もう少しわかりやすい表現にしたいと思っております。ここのところは、私どものほうは、今まで行われていた競技系のスポーツだけではなくて、もっとスポーツという観念を、健康ですとか、そういったところまで広げて、そこまでを対象にするよというところをあらわしたいというのが1つでございます。市民スポーツと競技スポーツ、この辺の仕分けについては、重ねてご説明するようになってしまうんですが、もうちょっと丁寧なわかりやすい表現にしたいと思っております。

それから2つ目のステージのお話ですけども、これは一番下のステージのほうを全く支援しないというわけではありませんで、ここについては、例えばの話、種目別ですとか、各チームごと、個人ごとに、一生懸命スポーツをやられたり、健康づくりをしている方々に対して、ここに対しても当然情報の提供ですとか、施設、場所の提供ですとか、いろんな支援の策はあると。それを1段、次のステージに高める、地域でまとまれるような施策を打っていったりとか、それからさらにもうちょっと地域の枠を超えた、町田市全体で取り組めるようなステージ、そちらにも支援していくということで、決して一番下のステージに支援をしていかないということではございません。

○**学校教育部長** 何点か、念のためにお尋ねしたいんですけども、協議いただいているわけですが、ここでのスポーツの範囲、つまり計画の対象範囲というものをどういうふうにお考えなのか、もうちょっと改めて確認をしておきたいなと思うんですね。

先ほど、教育長のほうからお話がありましたけれども、端的に言えば、いわゆる学校教育の中で行われているスポーツ活動といったものは対象とするのかしないのか。今のことをちょっと別な角度で言いますけれども、ここで「市民スポーツ」とか「競技スポーツ」と書いてあるのは、ねらいの違いだと思うんですね。市民というから、いかにも対象のような印象を受けますけれども、市民スポーツのねらいというのは、多分健康だとか、楽しみだとか、そういうところにあるんだろうと思うんです。それから競技スポーツというのは、もちろん楽しみの部分もありますけれども、これは何をどこまで想定しているのかわかりませんが、言うところのアスリートだとかいうことで考えれば、また違う意味合いがあるわけですね。それと学校という場の中で行われている、あえて言えば学校スポーツというもののねらいというのは、これらのものとはまた違った位相にあると思うわけですね。

そういったそれぞれの特徴を持っているスポーツが、総体として人の健康なり、あるいは楽しみなり、そういうものにつながっていているわけですから、一部分だけ、例えば学校教育だけを除いて成立するんだろうかと。市民の楽しみとしてのスポーツ、健康としてのスポーツに、学校教育におけるスポーツというのはつながっていくわけですね。また、ここで言う競技スポーツにもつながっていくわけで。どういうふうにとらえて考えられているのか、少しお考えを聞かせていただけたらありがたいなと思います。

○**委員長** 実は私も今の部長とかなり重なる部分がある考えを持っていました。結局、この骨子（案）は、生涯学習社会を強く意識しての骨子ですよ、振興計画ですよ。ですから、生涯学習社会というものを抜きにしては考えてはいけません。

今、教育長からも部長からも話が出ましたけれど、私たちは市レベルですから、具体的に言えば小・中学校が守備範囲ですけども、小・中学校の体育も、生涯学習社会を見たときに、生涯を通じて、スポーツあるいは体育、健康増進とか維持とか、そういうことにつながる、あるいは生きがいのための体育を実践しているんですね。ですから、部長はこれと学校教育の体育とは位相の部分があると言うけど、位相の部分もあるけれども、重なる部分もかなりあるというふうには私は思うんですね。

ですから、協働というカテゴリーで、大学だとかNPO法人だとか高校だとか小・中学校が入っていますけれども、実はそうではなくて、小学校、中学校の生涯学習社会におけ



る生涯体育、生涯スポーツという考え方、やはりこれはこれの中で相当かかわってくるのではないかなという感想、印象を持っているので、そこらあたりまた一言つけ加えておきたいと思いますけれども、まだこの中も十分考え方が練れていませんし、正直言って、今日ここへ来て初めていただいた資料ですので、今のご説明と幾つかの意見、感想等ありましたので、継続して協議をして、もう少しまとまった内容について意見を付していきたいと思うんですけれど、よろしいでしょうか。

○岡田委員 あと生涯学習に関することですので、社会教育委員さんのほうのお話も聞かれるような機会はお持ちなんでしょうか。

○スポーツ振興課長 今、具体的に予定はございませんが、そういった機会を設けられれば、お話を聞くということをさせていただきたいと。

○生涯学習部長 この中間報告の協議が来ていますので。3月24日に社会教育委員の会議が予定されています。その議題には載せようかと思っておりますので、社会教育委員さんのほうで協議していただきたいと思っております。

○委員長 では、その協議の内容、結果については、また報告をしていただけるわけですか。

○生涯学習部長 はい。

○委員長 では、スポーツ振興課長、そういうことで、これは継続協議させていただきたいと思っておりますので、改めて私どもまた非公式な協議会を開きながら、もう少し深めていきたいと思っております。

今日は出席ありがとうございました。

協議事項2「本町田中学校の今後のあり方について」を協議いたします。

○学務課長 2008年4月7日付けで通常学級の生徒数、学級数は、1年生が27人、2年生が48人、3年生が59人、合計134人の5学級でありました。2009年度、来年度の新1年生は、通学区域内に40人いらっしゃいましたが、次のページにございますが、学校選択制度で33人、指定校変更制度で3人、特別支援学級へ行かれる方が2人、市内の転居予定ということで1人、合計39の方が本町田中へ来られない状況になりました。結果的に、最終的に1人という入学予定となっております。今後の推計においても、通学区域に大きな開発動向もなく、学校選択制度による他校への入学を希望する傾向は変わらないであろうということが予想され、生徒数、児童数の増加は見込むことができません。

こうした事態をどうすべきか検証するため、夏には本町田中学校のPTAの代表の方、

秋には関連する小学校である七国山、本町田小のPTAの方に、本町田中の単学級化について説明し、今後のあり方について、ご要望、ご意見を聞きました。

その中で本町田中のPTAの方からは3点ほど要望がありまして、現1年生は本町田中で卒業させたい、2点目が中学校給食は導入していただきたい、3点目がこの4月の入学者は募集していただきたいと。そうした中で中学校給食は予算化したり、募集はかけました。そうした結果が1人となってしまったということでもあります。さらに、この2月に、関連する4つの町内会・自治会に、あり方についてお聞きするために説明をしております。そうした中で廃校やむないという意見を聞いております。

そうした中で各学年単学級へ進むだろうということを考慮して、2008年度の1年生が卒業する2011年3月に本町田中を閉校することについて協議いたしたいと思います。

**○委員長** 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。何かございますか。

**○井関委員** このような事態になるのに、私、初めのほうを知りませんので。閉校する方向づけというのは、いつ頃、どこで行われたんでしょうか。それはこれからの行政の参考にもなるんじゃないかなと思うんですね。見積もったのが当たっていたのか当たっていないのかと。

**○学務課長** ちょうど10年前だったかと思うんですけど、町田市立学校の適正規模適正配置等について審議会の答申が出てまして、その頃はまず小学校からやっておりました。連続して、今で言う木曾境川小、七国山小、本町田小、そういった学校を統廃合をかけておりました。そのときにも、その答申の中には、この学校、あとは大戸小とか武蔵岡中も入っておまして、この本町田中も考えるべきであるという答申はもらっておりました。その当時は小学校を先に順次進めておりましたので、中学校はちょっと置いておいたというところがあります。

その当時の保護者たちも、小学校で統廃合を経験し、中学校でも統廃合を経験したくないというご意見もありまして、ちょうどこの1年生が、その当時、本町田西、緑、原、その頃にいた方々が、今、本町田中に1年生がいらっしゃるということでもあります。ですから、質問の答えとしては答申に基づいて今行っているということでもあります。

**○井関委員** ありがとうございます。

**○教育長** ちょっと補足しますと、その答申では本町田中学と山崎中学校が一緒になると。適正配置のその答申は、A校とB校で吸収ということではなくて、新たなC校をつくると。

その場合にどちらかの学校は使うことになろうかと思いますが、その答申時点では山崎中学校を使ってということになっておりましたが、それは変更。ちなみに、中学校は、ほかに町田第三中と木曾中学校を統合して、どちらの校舎を使うとか、そういう答申もいただきました。ただ、それは実施計画の中ではこれはちょっと無理ということで、早々にその答申は——本来、尊重しなければいけないんですが、それはやめにしました。そのほか、これからあと議題になる大戸小と武蔵岡中については、規模的には小さいけれども、通学距離の関係で、これは将来的に閉校にしないで小中一貫校を目指したらどうかというふうな答申をいただいたものです。

○井関委員 教育長さんがおっしゃった、大戸小、武蔵岡中のことをちょっと知りたいんですけど、そのときにもう小中一貫という筋で出ていたんですか。

○学校教育部長 そのとおりでございます。

1点、今の関係で、大戸小、武蔵岡中じゃないですけど、補足をしますと、今説明いたしましたように、方針としては決まっているということでもありますから、この答申に基づいて統廃合を進めればいわけですけれども、しかし、さまざまな説明があったような状況がありまして、10年経過をしたということでもありますから、時代の変化もあるかもしれないという意味で、10年経った今日において改めてどういうふうに受けとめているのかということ、地域の皆さんにさまざまお話を聞いてきたと。結果として廃校やむなしという声が再度確認されたので、今日ご報告をし、改めてその方向についてご確認いただけたらというふうに思っているということでございます。

○委員長 そういう経過があります。この廃校やむなしというのは、ある程度もう地域とか、そういう学校関係者には伝わっているんですよ。事実上。そういう影響があって、学校選択制で33人もよそへ行ったというのも、それが1つの理由になっていると考えていいんでしょうかね。

○学校教育部長 議会でも何度か廃校についてのご質問がありました。そのたびに、先ほど私が申し上げたように、方針としては決まっているけれども、10年経過した今日においてどうするのかという判断は改めてあるのではないかという趣旨の発言をしてきております。それを地元の方がどのように受けとめたのかということはございますが、率直に申し上げて、立場としてはニュートラルな立場でお話をしてきたつもりではありますが、結果としてこのようになったというように受けとめております。

○委員長 という経過とご説明があるわけで。何かありますか。

○**岡田委員** 学校選択制度の話がちょっと出たところで確認ですけれども、学校選択制度があるがゆえに、より本町田中学を希望する子が減ったというような見方もできるのかなと思うんですが、逆に今の学校選択制度に対する見直しが他市で行われているところもあったりして、これに対しての見直しは町田市は当分はしないと。学校選択制度そのものは町田市には残るということで。

○**学校教育部長** 本町田中学校に関して言うならば、これは今年度はもちろん出ていく方が多かったわけですが、その前の年におきましては、この資料についていると思いますけれども、ごらんいただければと思いますが、出入りが十数人で、ほぼ同じ数で来ております。そういう意味では必ずしも学校選択制度が影響しているわけではなくて、小規模化の原因というのはやはり地域の高齢化ということに一番大きな原因があるだろうと思っています。それが1点目です。

2点目は、今後の制度の見直しについてどのように考えているかということでもありますけれども、これについてはこの問題だけではなくて、全体の学区の問題もあります。つまり、人口急増のところとそうではないところ、逆に過疎化しているところもありますし、学区の問題もございます。

そういうことを念頭に置きながら、改めて、狭い意味で学校選択制度そのものをどうするかということではなくて、その学校選択制度も含めながら、どのように制度を考えていけばよいのか、学区の全体のことを見据えながら検討を進めていきたいと思っています。

○**委員長** よろしいですか。もう少し時間もかけなければいけないのかなとも思いますけれども、この辺で協議を打ち切って、ここに書いてございますように、2008年度の1年生が卒業する2011年の3月をもって閉校もやむを得ないだろうということ、協議の結果としたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** そのように協議の結果としたいと思えます。

協議事項の3番目は「町田市立町田第三小学校アスベスト撤去工事に係る補償に関する要綱の制度化について」を協議します。

○**施設課長** 「町田市立町田第三小学校アスベスト撤去工事に係る補償に関する要綱の制定について」でございます。

制定理由でございますが、この要綱は町田市立町田第三小学校において実施した耐震補強工事の際、アスベスト含有吹付け材を一部撤去したことに起因すると思われる健康被害

が生じた場合の補償等について定めることを目的として制定するものです。

要旨といたしましては、アスベスト被害を受けたおそれのある者の名簿管理、健康被害の申し出があった場合の判定委員会の設置及び補償内容について定めています。

制定までの経緯でございますが、平成20年3月の住民説明会において、町田第三小学校のアスベスト工事が原因で疾病を発症した場合は、市が責任を持って医療費等の補償の相談に応じるとの見解を示しました。

施行期日でございますが、2009年4月1日から施行します。

庶務でございますが、今後、補償に関する庶務は学校教育部教育総務課で処理します。

以上でございます。

○委員長 以上で説明を終わります。

これより協議に入ります。何かございますか。これは要綱として補償に係る細目を決めたとのことですよね。よろしいでしょうか。

○岡田委員 ちなみに、今、そうしたことで少し体調が悪いというような方のお話はあるんですか。

○学校教育部長 それはございません。この要綱を制定したわけというのは、直ちに影響が出てくるものではないと。つまり、20年、30年、50年後に影響が出てくるというものでありますので、将来に備えてきちんとした形で管理の体制をとっていくと、そういう趣旨でこの要綱を定めているということでございます。

○委員長 岡田委員、よろしいですか。

○岡田委員 はい。

○高橋委員 アスベスト、これは撤去工事のときに関することだけであって、以前ここに通っていた子どもたちには影響はないということですか。アスベストがあった状態のときに通っていた子どもたちには影響はないだろうということですか。

○学校教育部長 影響はないというふうに判断しております。ということはどういうことかといいますと、大気への飛散状況を調査をしております。ここの学校についてはいわゆる固化処理がされていて、なおかつ密封されている状態にあったということですので、その可能性は——完全がないというふうに言っていいかどうかわかりませんが、これは通常はないというふうに言い切れるものだと思っております。

ただ、この工事をする際に、1回剥がす作業をしていますので、その影響の可能性があると。その際には従来の状態とは違いますので、発生する可能性があるということで、慎

重にも慎重を期す意味で、このような対処をしているということでもあります。

○委員長 よろしいですか。

○高橋委員 はい。

○委員長 では、以上で協議を終了したいと思います。

協議の結果、この要綱についてはこのとおりで進めていただきたい。10年後、20年後、30年後を見通した要綱であるということを記憶にとどめておきたいと思います。

では、日程第4、報告事項。あと、おおむね30分以内に終わりたいと思いますので、大変恐縮ですけれども、できるだけ簡潔に報告をお願いしたいと思います。

では、教育総務課からお願いします。

○教育総務課副参事 報告事項1点目、「(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の在り方検討委員会検討報告書(一年次)について」、報告をさせていただきます。お手元に冊子をお配りしております。

この検討委員会は昨年7月に設置、スタートいたしまして、今年の2月までに5回にわたって検討を進めてまいりました。2ページをごらんください。そこに検討経過が日程で書かれておりますが、その検討報告内容について概要を説明をさせていただきます。

まず、2ページの一番下、合同校舎型小中一貫校の概念をここで改めて協議をして規定をしております。「小・中学生の普通教室と小・中学校の職員室を同一校舎に配置することにより」、この部分が合同校舎型の概念ということで規定をしてございます。

また、4ページをごらんください。4ページには小・中一貫校のコンセプト案が検討・協議されて、おおむねこういう方向で行こうということで示された案でございますが、例えば少人数による基礎学力向上校、あるいは地域協同の学校といったことが検討・協議をされております。

ここで協議の中で多くの時間を割いた教室等の配置に関する内容について説明を申し上げます。3ページにお戻りください。真ん中に、A案、B案、C案、D案と、4つの案が示されてございます。大戸小学校と武蔵岡中学校をどのように施設使用していくかという、そういう検討案でございます。大戸小学校のみ、武蔵岡中学校のみ、これがA案、B案ということになります。検討・協議の結果、D案とC案で考えていこうと。片方だけの校舎ではなかなか難しいのではないかというようなことで、D案、C案をもとに検討いたしました。そのプランが19ページにございます。

19ページは、D案、すなわち両校をフル活用していこうと。それで小中一貫校のコンセ

プトを立ち上げていこうという、そういう案でございます。したがって、左側には職員室と普通教室、右側には特別教室が中心に配置をされていると、そういう案でございます。しかしながら、こういった案を構想していきますと、両校のつなぎ、中ほどに、ちょうど両校の敷地の間に、道路として使用している箇所が、土地がございますので、そこをどのように子どもたちが渡っていくかと、このあたりの問題が出てまいります。健康の影響なんかも考えて出てまいります。

そこで、できる限り大戸小学校のほうに学校機能を集約していこうと。つまり、小・中学校の機能は大戸小学校のほうに集約をできる限りして、武蔵岡のほうは地域開放型にしていこうと、こういう考え方で進めたのが22ページの第2案でございます。今後はこの第2案をベースに、さらに両校の間のつなぎの関係、あるいは特別支援学級の配置について検討を進めていく予定でございます。この検討委員会は2011年度まで継続して検討を進めると、そんな予定でございます。

報告事項2点目にまいります。報告事項2点目は、「(仮称)町田市立大戸・武蔵岡合同校舎型小中一貫校の在り方検討委員会設置要綱の一部改正について」でございます。

改正点は、委員の人数をこれまで19人以内としていたものを、20人以内に変更ということでございます。これは学校教育部の組織改正を見据えた変更で、委員に学校教育部保健給食課長を加えるというものでございます。

**○学校教育部参事** 報告事項の3点目、「町田市教育委員会後援事務取扱要綱の一部改正について」でございます。

この改正の理由でございますけれども、公益法人制度改革三法の施行に伴いまして、後援することができる団体の規定を整備するための改正ということでございます。

改正の内容につきましては、以下のとおり、2点ございます。

1点目が、教育委員会が後援することのできる団体の規定中、「公益法人及びこれに準ずる団体」となっているところを、「一般社団法人、一般財団法人その他の公共的団体」というふうに改めるものであります。

この改正につきましては既に市長部局のほうも同様の要綱を持っておりまして、それと整合性を図るために対応を図ったということでございます。

その他は文言の整理を行いました。

**○教育総務課副参事** 報告事項4点目、「町田市立学校弁護士メール相談実施要領の制定について」、ご報告いたします。

この学校弁護士メール相談制度は、学校に対する不当な要求等に対して、学校の管理職等が法的な背景や根拠を学ぶことを通して対応力を高める、基礎的な法律条件その他について情報収集する、それによって学校を支援していくという、そういう目的でスタートしているものでございます。既に2月からメール相談制度は実施をしております。このたび、実施要領が制定されましたので、これをもって遡って2月から適用という形をとらせていただく予定でございます。現状は2件相談中のものがございます。

報告事項5点目、「町田市学校支援センターの2009年度の運営について」、ご報告いたします。

学校支援センターにつきましては、昨年10月に学校支援実行委員会を設置して、その実行委員会が運営する形で、これまで検討を含めて進めてきております。その実行委員会の組織につきましては2ページをごらんください。地域の関係団体と連携しながら教育委員会事務局が参加をするという、また協力会社のコンサルを得ながら進めていくというものでございます。

今後、3ページにございますように、機能を幾つか特定をいたしまして、人材派遣の総合窓口としての機能を高めてまいります。また、下段にございますコンピュータを使ったシステムを構築いたしまして、人材情報を一元化をして、効果的・効率的な学校支援が行われるような、こんな仕組みを構築してまいろうという予定でございます。

6ページをごらんください。2009年度の活動計画につきましては、ここに書かれておりますように、国の学校支援地域本部事業への参加、あるいはスクールボード校との連携、それから今のシステムの試行実施、こんなことで進めてまいる予定でございます。

その後ろには窓口業務としての学校支援センター事務局の取り組みと、事務局で発行しているコーディネーターニュースを添付してございます。

以上でございます。

**○学校教育部参事** 報告事項の6点目でございます。「環境委員会設置要綱の廃止について」ということでございます。

廃止の理由といたしまして、各小中学校の廃棄物処理をはじめとする環境保全活動に関するシステムの構築及びその運用に関することを定め、環境保全活動を継続的に推進するという所期の目的を達成したため、廃止をするというものでございます。

続きまして、報告事項の7点目、「小山地区新設中学校について」でございます。

小山地区の新設中学校の建設につきましては、2008年5月2日の第2回定例教育委員会



においてでございますけれども、「(仮称) 小山地区新設中学校基本計画について」ということでご報告を申し上げたところでございます。このたび、新設校の建設に伴う基本設計業務といたしまして、建築物の配置計画の設計内容の概要がまとまりましたので、これまでの経過とともに報告をさせていただくものでございます。

資料の表紙の次のところでございますけれども、建設計画に当たりまして、表の2012年、平成24年度開校を目途に、本年度につきましては基本設計をしていくということで事業を進めてまいりました。それを進めるに当たりまして、下段のところがございますけれども、庁内検討会、それから地元のご意見をいただく地元との協議会、正式名称はそれぞれ下段の右のところを書いてございますが、こういった名称、メンバーで検討してきたところでございます。

それで地元協議会の中では、計画案の検討及び要望をお聞きする、あるいは新設中学校の名称についてご意見をいただくというようなことで進めてまいりました。庁内検討会については計画案の検討ということで進めてまいったところでありまして。どちらの会も、この左側のところに開催期日を書いてございますように、過去6回ずつ検討会等を開催してまいったということでございます。

次のページ、2ページをお開きいただきたいと思います。建築概要でございます。まず、場所につきましては町田市小山ヶ丘一丁目2番地4でございます。規模につきましては敷地面積が2万6,148.91平米、総延床面積は1万900平米ということであります。構造につきましては、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造りということで、地上5階建てを想定してございます。用途につきましては普通教室を24教室、それから少人数の教室を2教室ということで考えてございます。それから特別教室、特別支援教室、管理諸室、その他ということで、それぞれ計画をしているところであります。

場所につきましては3ページのところをごらんいただきたいと思います。今、お隣に「美郷」という特別養護老人ホームがあるところでございます。

次のページ、4ページをお開きいただきたいと思います。この予定地につきましては非常に地形が悪うございます。それが右側の模型図を見ていただきますとおわかりのように、道路から南に向かってひな段状に落ちているということ、この地形をいかに利用しながらグラウンドと校舎等の配置をしていくかということが大きな問題でありました。上のB敷地、それからA敷地のところにどういうふうな配置をしていくかということで、当初の問題としてあったということでございます。

それから下の5ページのところをごらんいただきたいと思いますけれども、当初、この地形を利用して、配置計画のA、B、Cという3つの案が提示をされた中で、グラウンドの面積をいかに多く取っていけるかということで検討した結果、やはり中学校でございますので、グラウンドの面積は大きいほうがいいという委員会の結論もございまして、配置計画のA案を検討会の中では採用させていただいたということでございます。これが10月あるいは11月に、庁内検討会あるいは地元の協議会のほうにお話ししたところでございます。

それを受けまして、次の6ページでございますけれども、A案をもとにして、今度はA-1案とA-2案ということで、また検討を重ねてまいりました。この中でもグラウンドの位置は上ということで確定をさせていただいた中で、上に配置をした場合にどういふふうに配置計画ができるかということで、A-1案、A-2案ということで提案がなされたものでございます。やはりここでもグラウンド面積を多く取るということで、A-1案がいいだろうというような結論になったところであります。

しかしながら、この校舎のところを見ますと、普通教室のところは曲線のところがございまして、これは非常に使い勝手が悪いというような指摘をいただきましたので、それをもとに、7ページのところでございますけれども、A1-2案ということで、また検討会等でたたいてまいりました。最終的に、こちらの案、A1-2案を基本的なパターンでいこうというようなことでございます。理由としましては、グラウンドの面積を非常に広く取ることができるということが大きなところでございます。

次の8ページのところをお開きいただきたいと思います。今、A1-2案を基本にししながら、さらにコンパクトにおさめたものが、最終案としてこちらの図になってございます。このところでもグラウンドの面積はかなり大きく取れているところでございます。

最終案の配置の説明でございますけれども、下段部分に建物が配置されているために、3階がグラウンドと同じ高さになるということでございます。昇降口、玄関が3階ということでございます。普通教室につきましては、2階、3階、4階に配置をし、1階については、特別教室、武道場ということでございます。それから3階に、管理諸室、普通教室、5階に屋上、プールを配置した計画案ということで、最終的に考え方がまとめられたということでもあります。今後はこの計画案をもとに実施設計に進めていきたいということでもあります。

さらに配置計画案の今後のことでございますけれども、09年度に向かいまして実施設計

を策定するに当たり、建築計画の説明会を地域の方々にも差し上げながら進めていきたいということであります。最終的に平成24年4月開校に向けて準備を進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○学務課長 8点目から11点まで学務課で報告します。

まず8番、「町田市通学区域検討委員会の報告について」です。これは小山地区中学校の通学区域の設定及び堺中学校と忠生中学校の通学区域の変更についてという報告であります。4回にわたり検討した結果、このような報告書を受けました。

内容としましては、まず1点目、小山地区の中学校の通学区域は次のとおりとするということで、文言で(1)(2)とあります。これは次のページで行います。

2点目、忠生中学校及び堺中学校の通学区域は、小山地区中学校の通学区域とした地域のほかは従来どおりとするということであります。

めくっていただきまして、3点目、通学区域表、これは通学区域をそれぞれ地名であらわしたものであります。

4点目、付帯事項としまして、堺中学校の通学区域のうち、田端町内会の一部について、小山地区中学校に通学できるよう特段の配慮をしていただきたい。

2番目として、小山地区中学校開校時に、その通学区域内に居住する新2年、3年生で、前年に堺中、忠生中に在籍し、保護者が開校後も継続して、堺中、忠生中へ通学することを希望する場合は、通学できるように配慮していただきたい。

3番目が、小山地区中学校、堺中学校、忠生中学校の通学上の安全性について配慮していただきたい。

次のページに図面があると思いますが、ここの太枠の中が新設の中学校の学区域とするものであります。これは小山中央小と小山小を足したものであります。黒い太枠の真ん中あたりで左側に黒い点々がありますが、これが今付帯事項として田端の町内会の一部を認めていただきたい、小山地区の中学校に通学できるように認めていただきたいといった特認地区であります。そういった報告であります。

次に、9番、「各種要綱の一部改正について(就学援助費等)」ということで、3点ございます。

就学援助費、就学奨励費、通学費補助金。就学援助費と奨励費はまとめてお話しします。これは、ここに羅列してある国の法律等に合わせて規定を改正するものであり、また支給

対象者が死亡したケース、どなたに支給するのかといった内容で改正するものであります。

まず、改正内容としまして、援助費で言いますと、支給対象者に市内在住かつ町田市立以外の小・中学校に在籍している者の保護者及び町田市外在住かつ町田市立小・中学校に区域外就学している者の保護者を加えます。支給対象者に中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給者を加えます。また、支給対象者である保護者が死亡した場合、その児童・生徒本人に支払うことができる旨の規定を加えております。

就学奨励費も同様の内容であります。

3点目の通学費補助金支給要綱の一部改正。これは就学援助費、奨励費の対象者に対しまして、これまで学級内で通知書を渡していたということで、学級内で支給対象者であるということが特定されてしまうことがありますので、それを避ける意味で、学校長に通知書を経由せず、直接対象者へ通知するために改正するものであるということが1点目。2点目がやはり支給対象者が死亡した場合、その支給対象として児童・生徒本人に支払うことができる旨の規定を追加したものであります。

10番、「町田市立学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について」。これは組織改正によるものであります。

11番、「町田市立中学校給食業務委託業者選定検討委員会設置要綱の廃止について」。これはこの要綱が所期の目的を達成したために廃止するものであります。

以上です。

**○指導課副参事** 中学生職場体験でございます。3期終了いたしまして、さまざまな形でご協力をいただきまして、ありがとうございました。資料提出をもって報告とさせていただきます。来年度につきましては、2009年9月14日から18日、2期が11月23日から27日、3期が2010年1月25日から29日でございます。

**○統括指導主事** 13番目、「町田市制50周年記念事業『町田っ子2008年展』について」、ご報告をさせていただきます。

お手元の報告資料でございますように、1月7日から2月15日、35日間の会期で、町田市国際版画美術館において実施いたしました。応募総数はごらんのとおりですが、このうちの特別賞と優秀賞になりました64点についての作品を展示いたしましたところ、参加人数が累計で3,699人、そして1日平均が105人程度で参加者の方にごらんいただきました。感想等については、ごらんのとおり、おおむね肯定的なご意見をいただいております。

続きまして、14 番目、「2008 年度町田市学校支援ボランティア感謝状贈呈式について」、ご報告をさせていただきます。

こちらのほうもお手元に報告資料がございますが、アンケート結果ですが、43 人の方々に感謝状を贈呈いたしまして、その方々を含め 150 人の方に参加をしていただいております。結果につきましても、贈呈対象者、教職員、保護者、ごらんのとおり、非常に肯定的なご意見をいただいております。

以上でございます。

**○指導課主幹** 15 番目、「メール配信サービス（学校）のテスト導入について」、ご報告いたします。

学校側では今連絡網があってもなかなか使わないという、緊急網が今機能していないという状況を、学校側もしくは保護者側からも伺っております。そこで即時に学校側から一斉に緊急情報を伝える方法として、緊急メール配信サービスを導入したいと思います。テスト導入校としてここに記載されています 7 校にテスト導入いたしますが、希望があれば、そこ以外についても対応を考えていきたいと思っております。

16 番目、「IT 授業サポート体制について」、ご報告いたします。

これは教員に対してのサポートになりますが、業者に委託いたしまして、IT 化の活用を促進するために、校務での ICT の活用を支援、またパソコン教室での ICT 授業支援を行っていききたいと思います。

以上です。

**○生涯学習課長** 募集案内を配付させていただきましたので。

**○委員長** 各報告者には大変ご無理をお願いして、簡潔に報告をしていただきまして、申しわけございません。どこかでまた償わなければと思っておりますけれども、各委員もいろいろ質問があるかと思っておりますが、ありましたら、後ほど個別にでも質問していただきたいと思います。

閉会の前に、生涯学習部長からご挨拶がございます。

**○生涯学習部長** 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私は昨年 5 月が誕生日ですけれども、60 になりました。めでたく定年を迎えることになりました。3 月 31 日をもって定年退職ということでございます。37 年間、いろんなことがございましたけれども、送る立場がずっとありましたので、自分がいざ今日になって、なかなか感慨無量な点がございます。

大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○委員長 生涯学習部長、生涯学習部長としては1年間でもございましたけれども、教育にその前にもおいでになりましたし、今伺うと、37年間という長い間にわたって町田市政のために大きな力を発揮していただきまして、まことにご苦労さまでございました。ちょっと早いですが、ぜひまた次のステージでご活躍いただきますように、心から期待申し上げます。

まことにありがとうございました。(拍手)

それでは、休憩を取ります。

午後3時16分 休憩

---

午後3時17分 再開

○委員長 では、再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。

午後3時19分 閉会